

議長

農業委員現在数 14 名、出席 13 名、1 名は途中から参加します。よって、会議は成立いたしました。

これより令和 3 年度第 8 回青梅市農業委員会を開会いたします。
はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 9 番 川口委員さん、第 10 番 小峰委員さんを指名いたしますのでよろしく願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から今日までの日程行事について報告いたします。10 月 28 日、農業委員会会長研究集会在リモートにより市役所会議室で行われました。加藤会長が出席しました。11 月 17 日、東京都農業会議事業推進協議会が行われ、こちらに加藤会長に御出席いただきました。11 月 22 日、JA 西東京農業祭農産物共進会が行われました。加藤会長、小峰職務代理、鈴木清部会長に審査員として御参加いただきました。報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」9 件を上程いたします。

整理番号 1 番について、担当委員の私から説明いたします。

11 月 16 日、申請者立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

このほ場には、夏までジャガイモが植わっており、草刈りも適切に行われておりました。

特に畑の管理にも問題はございませんでした。
よろしく御審議お願いいたします。

続いて、整理番号2番および3番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番 久保田です。

整理番号2番について説明します。

11月15日、申請者立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

1つ目のほ場につきましては、梅の木が15本植わっており、草刈りも適切に行われておりました。

次のほ場については、長ネギ、大根、ショウガ、ノラボウが栽培されており、こちらも適切に管理をされておりました。

次に整理番号2番について説明します。

11月15日、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

団となっている、〈特例適用所在地〉と〈特例適用所在地〉にはイチジクが3本と柿が5本植わっておりました。下草もしっかりと手入れされておりました。

残りの3つのほ場も一団となっておりこちらには、獣除けの防護ネットで囲まれた中でブルーベリーを栽培しておりました。申請者の話では100本植わっているとのことでした。

以上、問題なく管理されておりましたので、よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号4番について、八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 八木です。

整理番号4番について説明します。

11月16日、事務局、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

生産緑地の本調査により、指導対象となっていたため、一度指導し、その後、農業委員会の調査で再度現地を確認いたしました。指導の際は、特に耕うんもされている様子もありませんでしたが、事務局との調査の際には、耕うんされており、少し野菜も植わっておりました。

ただ、大きな木が生えているため、そちらの伐採は依頼しました。本人は今後も農業を続けていくとのことなので、来年の春ごろまた現場を調査したいと思います。以上です。よろしく御審議お願いいたします。

議長

整理番号5番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 石川です。

整理番号5番について説明します。

11月16日、本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請者住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

自宅の隣の畑で、しっかりと耕運されており、ジャガイモ、ショウガなどを栽培していたとのこと。空いているところにはウッドチップがあり、春からは切り花を始めるとのことです。

適切に管理されており、特に問題はありませんでした。

以上です、よろしく御審議お願いいたします。

議長

整理番号6番について、町田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号8番 町田です。

整理番号6番について説明します。

11月12日、申請人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請者住所、氏名、

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

〈特例適用所在地〉は自宅の前の畑で、梅の木と柿の木が植わってありました。〈特例適用所在地〉、こちらは耕うんがしてあり、野菜を植える準備をしているとのこと。〈特例適用所在地〉にはお茶とブルーベリーが栽培されておりました。〈特例適用所在地〉には栗の木が植えてありました。

以上4筆、全て適切に管理されていることを確認いたしました。
よろしく御審議お願いいたします。

議長

整理番号7番、8番について、鈴木清委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号7番について説明します。

11月12日、本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請者住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

こちらは2筆とも茶畑となっており、刈りこみと整地がしっかりと行われておりました。後日、通りかかった際、耕うんも行われており、問題なく管理されておりました。

次に、整理番号8番について説明します。

11月12日、本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請者住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

こちらの3つのほ場には3棟のハウスが建っており全て胡蝶蘭が栽培されておりました。ハウスごとに異なる生育状態の胡蝶蘭を栽培しており、年間を通して出荷できるように管理をしていました。

特に問題はありませんでした。

以上です。よろしく御審議お願いいたします。

議長

整理番号9番について、福島委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の福島です。

整理番号9番について説明します。

11月15日、本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請者住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

こちらには、梅の木3本と柿2本しか植わっておらず、面積に対し作物が少なかったため、もっと作物を増やすよう指導しました。

以上です。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手12名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」9件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の　　さんが令和3年9月22日に死亡されたため、相続人である　　さん、　　さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

こちらの圃場は、生産緑地の本調査により指導対象となっていました。11月12日に鈴木清委員さんと現地調査を行いまして、鈴木委員さんが、生前、農作業に従事している　　さんの姿を確認していたと。このこと、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

よろしく御審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、鈴木委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 1 3 番 鈴木です。

整理番号 1 番について説明します。

さんとは家が近所なので、車や自動車で畑に行く姿をよく見かけておりました。高齢ではありましたが、よく農業に従事されており、主たる従事者として証明することに特に問題はないと思います。以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 2 名]

議長

挙手 1 2 名により、可決されました。

議案第 2 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程 5 の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、3 件で 1 ページに記載された通りです。

議長

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、1件で2ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、8件で3ページから4ページに記載されたとおりです。

議長

次に「耕作証明書について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時40分から開会いたします。